

(各種控除の説明については、裏面をご覧ください。)

令和7年度分 市民税 申告書

受 付 印 諫早市長様	現住所										業種又は職業																																																										
	1月1日現在の住所										同上										電話番号										〇〇-△△△△																																						
	フリガナ										イサハヤ タロウ										個人番号										00000000000000000000																																						
	氏名										諫早 太郎										生年月日										明・大平・令																																						
	提出年月日										年 月 日										7 2 20										住所コード										行政区コード										事業所										受給No.								

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	
	国民健康保険料	234,500	円
	社会保険	80,350	
	合 計	314,850	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
		80,000	円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
	20,000	20,000	円
	介護医療保険料の計		
⑯ 地震保険料控除	15,000		
	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
	48,000	5,000	円

(17) ~ (19) 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	(17) ☐ 寡婦控除 ☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還	(18) ☐ ひとり親控	(19) ☐ 勤労学生控除 (学校名)
(20) 障害者除	フリガナ イサハヤ サブロウ	障害の程度	身体 1 (級度)
	1 氏名 諫早 三郎		
	個人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	
	フリガナ	障害の程度	級度
	2 氏名		
	個人番号		
(21) ~ (22) 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ イサハヤ ナツコ	生年月日	明・平・令 (地) 26・6・2
配偶者氏名 諫早 夏子	配偶者の合計所得金額	円	
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	☐ 同一生計配偶者(排除)	

氏名		フリガナ		生年		明・大		昭		平・令		同居・別居の区分		同居 ☐ 同居 ☒ 別居		続柄		子				
扶養控除	1	氏名 諫早 花子		フリガナ イサハヤ ハナコ		生年月日		明・大		昭		平・令		同居・別居の区分		☐ 同居 ☒ 別居		続柄		子		
	個人番号				2		2		2		2		2		2		2		2		2	
	除除額																		33		万円	
扶養控除	2	氏名		フリガナ		生年月日		明・大		昭		平・令		同居・別居の区分		☐ 同居 ☐ 別居		続柄		子		
	個人番号																					
	除除額																				万円	
扶養控除	3	氏名		フリガナ		生年月日		明・大		昭		平・令		同居・別居の区分		☐ 同居 ☐ 別居		続柄		子		
	個人番号																					
	除除額																				万円	
扶養控除	4	氏名		フリガナ		生年月日		明・大		昭		平・令		同居・別居の区分		☐ 同居 ☐ 別居		続柄		子		
	個人番号																					
	除除額																				万円	

16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1	フリガナ イサハヤ サブロー	生年 月日	昭和・令 22・11・8	同居・ 別居の 区分	☒ 同居 ☐ 別居	続柄	子の子	
		氏名 諫早 三郎							
		個人番号	3	3	3	3	3	3	3
	2	フリガナ	生年 月日	平・令 ・	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄		
		氏名							
		個人番号							
	3	フリガナ	生年 月日	平・令 ・	同居・ 別居の 区分	☐ 同居 ☐ 別居	続柄		
		氏名							
		個人番号							

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。	扶養控除額の合計	33	万円
--	----------	----	----

		損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
②⑥ 雑損控除			・	
		損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
		円	円	円
②⑦ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額		
	290,000	円	148,000	円

裏面にも記載する欄があります。

※上記のいずれにも該当しない方は、必ずしも
申告する必要はありません。

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

[illegible]

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

住戸又は居所		鎌早市東小路町1番2号									
支 払 者	氏名	イサハヤ ナツコ		年 月 日		明治	大正	昭和	平成	令和	
	氏名	鎌早 太郎		年 月 日		23	4	1	5	5	
区 分		支 払 金 額		円		部 長 商 校 税 額		円		5	
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		1		5		1		0		3	
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分		1		5		1		0		3	
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分		1		5		1		0		3	
所得税法第203条の3第7号適用分		1		5		1		0		3	
本 人		原居控除対象世帯主 の世帯主		控除対象世帯主親族 の世帯主		16歳未満 控除対象 親族の世帯主		障害者の数		非居住者 親族の世帯主	
特別 所得控除	その他所得 控除	ひとり暮らし 加算	加算	一般	老人	特定	老人	その他 特別	その他	社会保険料の額	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
				★	1	1	1	1	1	円	
原居控除対象世帯主		控除対象世帯主		16歳未満の世帯主親族		16歳未満の世帯主親族		16歳未満の世帯主親族		16歳未満の世帯主親族	
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
氏名	イサハヤ ナツコ	氏名	イサハヤ ナツコ	氏名	イサハヤ ナツコ	氏名	イサハヤ ナツコ	氏名	イサハヤ ナツコ	氏名	
氏名	鎌早 麗子	氏名	鎌早 麗子	氏名	鎌早 麗子	氏名	鎌早 麗子	氏名	鎌早 麗子	氏名	
[備考]		1		2		3		4		5	
法人番号		所在地		東京市〇〇区××-△△		市 町 村		03-××××-〇〇〇〇		市 町 村	
支 払 者		所在地		東京市〇〇区××-△△		市 町 村		03-××××-〇〇〇〇		市 町 村	

法人番号			
所在地	東京都〇〇区××-△△		
名 称	〇〇年金連合会	電話番号	03-xxxx-0000

月	日	給 勤務日数	月 収
1	8,000 ^円	20	160,000 ^円
2	8,000	22	176,000
3	8,000	21	168,000
4	8,000	20	160,000
5	8,000	21	168,000
6	8,000	20	160,000
7	8,000	19	152,000
8	8,000	21	168,000
9	8,000	20	160,000
10	8,000	19	152,000
11			0
12			0

所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

配当所得の種類	支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係る外国所得税額	

種 目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収 入 金 額	必 要 経 費
		円	円

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					円
一時		3,000,000	1,820,000	1,180,000	500,000	680,000

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。 右の二の金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。	$\text{二合計イ} + [(\text{ロ} + \text{ハ}) \times \frac{1}{2}]$	340,000
---	--	---------

1	フリガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	・	・	専従者給与 (控除) 額		内 外
	氏名										
	個人番号							従事 月数			
2	フリガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	・	・	専従者給与 (控除) 額		内 外
	氏名										
	個人番号							従事 月数			
3	フリガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	・	・	専従者給与 (控除) 額		内 外
	氏名										
	個人番号							従事 月数			
		所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし			合計額		

非課税所得 など	所得金額	円
損益通算の 特例適用前の 不動産所得		円
事業用 資産の 譲渡損 失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の 開廃業	開始 ・ 廃止	
	月 日	
☐ 他都道府県の事務所等		

1	フリガナ	イサハヤ ハナコ	個人 番号	2	2	2	2	2	2	2	2	2	住所	長崎市桜町2番22号	国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
	氏名	諫早 花子														
2	フリガナ		個人 番号										住所		国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
	氏名															
3	フリガナ		個人 番号										住所		国外 居住	☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
	氏名															

都道府県、市区町村分 (特例除除対象)		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例除除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金についてはこの欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

フリガナ		続柄	生年 月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所
氏名							
個人番号							

障害年金、遺族年金及び公的扶助等を受給していた場合	
種別 障害年金	受給先 日本年金機構
金額 1,540,000	円

父（諫早一郎 大村市玖島1-25）に扶養されていた。

※「一時所得」及び「別居の扶養親族等に関する事項」の記載内容以外は、表面の記載例に反映していません。

本 庁 市 民 税 課 22-1500 (内線3341~3347)

多良見支所 地域総務課 43-1111 森山支所 地域総務課 36-1111

飯盛支所 地域総務課 48-1111 高来支所 地域総務課 32-2111

小長井支所 地域総務課 34-2111

1 所得金額について

営 業		個人で営業（販売業、製造業、飲食業、サービス業、外交員、大工など）をしている人の所得。 裏面 7 事業・不動産所得に関する事項 に記入し、表面 ア 営業等 に収入金額、 ①営業等 に所得金額（収入金額－必要経費）を記入してください。						
事業	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜類の飼育などによる所得。 裏面 7 事業・不動産所得に関する事項 に記入し、表面 イ 農業 に収入金額、 ②農業 に所得金額（収入金額－必要経費）を記入してください。						
	不動産	貸家、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得。 裏面 7 事業・不動産所得に関する事項 に記入し、表面 ウ 不動産 に収入金額、 ③不動産 に所得金額（収入金額－必要経費）を記入してください。						
利 子		公社債、預貯金の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得。表面 エ 利子 に収入金額、 ④利子 に所得金額を記入してください。						
配 当		法人から受ける株式や出資金の配当、剰余金の分配などによる所得。最初に裏面 8 配当所得に関する事項 に記入し、表面 オ 配当 に収入金額、 ⑤配当 に所得金額を記入してください。						
給 与		給料、賃金、賞与（日雇いなどの賃金も含む。）等の所得。 給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額を表面 力 給与 に、給与所得控除後の金額を ⑥給与 に記入してください。なお、源泉徴収票を受け取ることができない場合は、裏面 6 給与所得の内訳 に正確に記入し、合計金額を表面 力 給与 に、次の計算式で算出した所得金額を ⑥給与 に記入してください。〔添付書類〕 給与所得の源泉徴収票						
		収入金額		所得金額				
		～ 550,999円		0円				
		551,000円～1,618,999円		収入－550,000円				
		1,619,000円～1,619,999円		1,069,000円				
		1,620,000円～1,621,999円		1,070,000円				
		1,622,000円～1,623,999円		1,072,000円				
1,624,000円～1,627,999円		1,074,000円						
		収入金額		所得金額				
		1,628,000円～1,799,999円		収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A）				
		1,800,000円～3,599,999円		A ×2.4＋100,000円				
		3,600,000円～6,599,999円		A ×2.8－ 80,000円				
		6,600,000円～8,499,999円		A ×3.2－440,000円				
		8,500,000円～		収入金額×0.9－1,100,000円				
				収入金額－1,950,000円				
雑	公的年金等	公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など）の所得。 公的年金等の支払者から受領した公的年金等の源泉徴収票に記載された支払金額を表面 キ 公的年金等 に、次の計算式にて算出した所得金額を ⑦公的年金等 に記入してください。〔添付書類〕 公的年金等の源泉徴収票						
		受給者の年齢		公的年金等の収入年額		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
						1,000万円以下 1,000万円超 2,000万円以下 2,000万円超		
						収入金額－600,000円 収入金額－500,000円 収入金額－400,000円		
		65歳未満 （昭和35年 1 月 2 日以後に生まれた方）	～1,299,999円		収入金額－600,000円		収入金額－500,000円	
			1,300,000円～4,099,999円		収入金額×0.75－275,000円		収入金額×0.75－175,000円	
			4,100,000円～7,699,999円		収入金額×0.75－175,000円		収入金額×0.75－75,000円	
			7,700,000円～9,999,999円		収入金額×0.85－685,000円		収入金額×0.85－585,000円	
			10,000,000円～		収入金額×0.85－685,000円		収入金額×0.85－485,000円	
		65歳以上 （昭和35年 1 月 1 日以前に生まれた方）	～3,299,999円		収入金額×0.95－1,455,000円		収入金額×0.95－1,355,000円	
			3,300,000円～4,099,999円		収入金額×0.95－1,455,000円		収入金額×0.95－1,255,000円	
			4,100,000円～7,699,999円		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円	
			7,700,000円～9,999,999円		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円	
			10,000,000円～		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円	
				収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円		
				収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円		
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額－1,955,000円		収入金額－1,855,000円				
		収入金額						

2 所得控除（所得から差し引かれる金額）について

社会保険料控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている国民健康保険料、国民年金保険料及び介護保険料などで、前年中あなたが支払った場合、その全額が控除されます。ただし、各種保険料を年金から特別徴収されている方については、その方のみが保険料の支払者となります。表面左側及び右側 13社会保険料控除 に記入してください。[添付書類] 支払額を証する書類																				
生命保険料控除	あなたが支払った一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料がある場合、それぞれの支払額に応じて次の計算式で算出した金額が控除されます。表面左側 15生命保険料控除 に支払額、表面右側 15生命保険料控除 に控除額を記入してください。[添付書類] 支払額の証明書 ※一般生命保険料又は個人年金保険料において、新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれで算出した控除額を合計した額が2万8千円を超える場合は2万8千円が限度。 ※各保険料の控除額を合計した額が7万円を超える場合は7万円が限度。 ※新契約・旧契約の区分については、控除証明書に記載されています。介護医療保険料は新契約の計算式で算出してください。 新契約 <table><tr><th>保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>保険料の全額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>保険料×1/2＋6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>保険料×1/4＋14,000円</td></tr><tr><td>56,001円以上</td><td>一律28,000円</td></tr></table> 旧契約 <table><tr><th>保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>保険料の全額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>保険料×1/2＋7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円</td><td>保険料×1/4＋17,500円</td></tr><tr><td>70,001円以上</td><td>一律35,000円</td></tr></table>	保険料	控除額	12,000円以下	保険料の全額	12,001円～32,000円	保険料×1/2＋6,000円	32,001円～56,000円	保険料×1/4＋14,000円	56,001円以上	一律28,000円	保険料	控除額	15,000円以下	保険料の全額	15,001円～40,000円	保険料×1/2＋7,500円	40,001円～70,000円	保険料×1/4＋17,500円	70,001円以上	一律35,000円
保険料	控除額																				
12,000円以下	保険料の全額																				
12,001円～32,000円	保険料×1/2＋6,000円																				
32,001円～56,000円	保険料×1/4＋14,000円																				
56,001円以上	一律28,000円																				
保険料	控除額																				
15,000円以下	保険料の全額																				
15,001円～40,000円	保険料×1/2＋7,500円																				
40,001円～70,000円	保険料×1/4＋17,500円																				
70,001円以上	一律35,000円																				
地震保険料控除	あなたが支払った地震保険料と旧長期損害保険料がある場合、それぞれの支払額に応じて次の計算式で算出した金額が控除されます。 ※旧長期損害保険料とは、保険期間が10年以上で満期返戻金などの特約があるものをいい、平成18年未までに締結したものに限ります。 ※地震と旧長期の両方の支払がある場合、それぞれの控除額を合計した額が2万5千円を超える場合は2万5千円が限度。 表面左側 16地震保険料控除 に支払額、表面右側 16地震保険料控除 に控除額を記入してください。[添付書類] 支払額の証明書 地震保険料 <table><tr><th>保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>50,000円以下</td><td>保険料×1/2</td></tr><tr><td>50,001円以上</td><td>25,000円</td></tr></table> 旧長期損害保険料 <table><tr><th>保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>5,000円以下</td><td>保険料の全額</td></tr><tr><td>5,001円～15,000円</td><td>保険料×1/2＋2,500円</td></tr><tr><td>15,001円以上</td><td>10,000円</td></tr></table>	保険料	控除額	50,000円以下	保険料×1/2	50,001円以上	25,000円	保険料	控除額	5,000円以下	保険料の全額	5,001円～15,000円	保険料×1/2＋2,500円	15,001円以上	10,000円						
保険料	控除額																				
50,000円以下	保険料×1/2																				
50,001円以上	25,000円																				
保険料	控除額																				
5,000円以下	保険料の全額																				
5,001円～15,000円	保険料×1/2＋2,500円																				
15,001円以上	10,000円																				
寡婦・ひとり親控除	あなたが配偶者と死別又は離別など、一定の条件を満たす場合に所定の金額が控除されます。ただし、あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象外となります。表面左側 17寡婦控除 の理由を選択、または 18ひとり親控除 を選択し、表面右側 17～18寡婦、ひとり親控除 に控除額を記入してください。[控除額] 寡婦控除26万円 ひとり親控除30万円 ※寡婦…①夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明であり、扶養親族を有し、合計所得金額が500万円以下である方。 ②夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明の方で合計所得金額が500万円以下である方。 ※ひとり親…婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有する合計所得金額が500万円以下である方。																				
障害者控除	あなた又は同一生計配偶者及び扶養親族に障害がある場合に所定の金額が控除されます。表面左側 20障害者控除 に氏名及び障害の程度、表面右側 19～20勤労学生、障害者控除 に控除額の合計を記入してください。[控除額] 障害者26万円（特別障害者30万円、同居特別障害者53万円） ※特別障害者…身体障害者手帳の障害程度が1級又は2級の方、精神障害者保健福祉手帳の障害程度が1級の方など重度の障害がある方。 ※同居特別障害者…特別障害者である扶養親族で、あなたや配偶者、あなたと生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方。																				
勤労学生控除	あなたが、勤労学生である場合に所定の金額が控除されます。表面左側 19勤労学生控除 に学校名、表面右側 19～20勤労学生、障害者控除 に控除額を記入してください。[控除額] 26万円（合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得以外の所得が10万円以下の場合）																				
配偶者控除	あなたが、合計所得金額48万円（給与収入のみの場合 収入金額103万円）以下の生計を一にする配偶者を有する場合に、所定の金額が控除されます。表面左側 21～22配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 に氏名等、表面右側 21～22配偶者（特別）控除 に控除額を記入してください。※配偶者が昭和30年1月1日以前生まれの場合は老人控除対象配偶者 納税者本人の所得金額900万円以下900万円超950万円以下950万円超1,000万円以下1,000万円超 配偶者控除一般33万円22万円11万円0円 老人38万円26万円13万円 ※同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)欄にチェックを入れてください。																				
配偶者特別控除	※同一生計配偶者…生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が48万円以下で事業専従者でない者 あなたが、合計所得金額48万円を超え133万円以下（給与収入のみの場合 収入金額103万円を超え201万6千円未満）の生計を一にする配偶者を有する場合に、その配偶者の合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。表面左側 21～22配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 に氏名及び配偶者の合計所得金額等、表面右側 21～22配偶者（特別）控除 に控除額を記入してください。 納税者本人の所得金額900万円以下900万円超950万円以下950万円超1,000万円以下1,000万円超 配偶者の合計所得金額控除額 48万円超100万円以下33万円22万円11万円 100万円超105万円以下31万円21万円11万円 105万円超110万円以下26万円18万円9万円 110万円超115万円以下21万円14万円7万円 115万円超120万円以下16万円11万円6万円 120万円超125万円以下11万円8万円4万円 125万円超130万円以下6万円4万円2万円 130万円超133万円以下3万円2万円1万円																				
扶養控除	あなたが、合計所得金額48万円（給与収入のみの場合 収入金額103万円）以下の生計を一にする扶養親族を有する場合に、所定の金額が控除されます。表面左側 23扶養控除 に氏名等、表面右側 23扶養控除 に控除額の合計を記入してください。 なお、別居の場合は裏面 12 別居の扶養親族等に関する事項 にも記入してください。 ※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の適用はありませんが、市県民税の非課税判定に必要ですので、必ず表面 16歳未満の扶養親族（控除対象外） に記入してください。なお、障害者控除等は適用されます。 ※国外居住親族のうち30歳以上70歳未満の扶養親族を有する場合、留学ビザ、障害者手帳、送金したことがわかる書類、親族関係がわかる書類等の提出又は提示を求める場合があります。 区分控除額 一般（16歳以上19歳未満：平成18年1月2日から平成21年1月1日生）（23歳以上70歳未満：昭和30年1月2日から平成14年1月1日生）33万円 特定（19歳以上23歳未満：平成14年1月2日から平成18年1月1日生）45万円 老人（70歳以上：昭和30年1月1日以前生）38万円 同居老親等（老人扶養親族のうち、あなたか配偶者の直系尊属で同居している場合）45万円																				
基礎控除	あなたの合計所得金額に応じて所定の金額が控除されます。表面右側 24基礎控除 に控除額を記入してください。 合計所得金額基礎控除額 ～24,000,000円430,000円 24,000,001円～24,500,000円290,000円 24,500,001円～25,000,000円150,000円 25,000,001円～なし ※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、基礎控除の適用はありません。																				
雑損控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が前年中に災害や盗難、横領などにより家屋、家財などに損害を受けた金額が一定額を超える場合に控除されます。表面左側 26雑損控除 に記入してください。[添付書類] 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額の領収書等																				
医療費控除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が一定額を超える場合に控除されます。（限度額200万円） 表面左側 27医療費控除 に支払った医療費及び保険金などで補填される金額（高額療養費、出産一時金、医療保険金、入院費給付金など）、表面右側 27医療費控除 に「支払った医療費－保険金などで補填される金額－（総所得金額の5％と10万円のどちらか少ない方）」の金額を記入してください。[添付書類] 医療費控除の明細書（領収書はご自宅等で5年間保存）																				